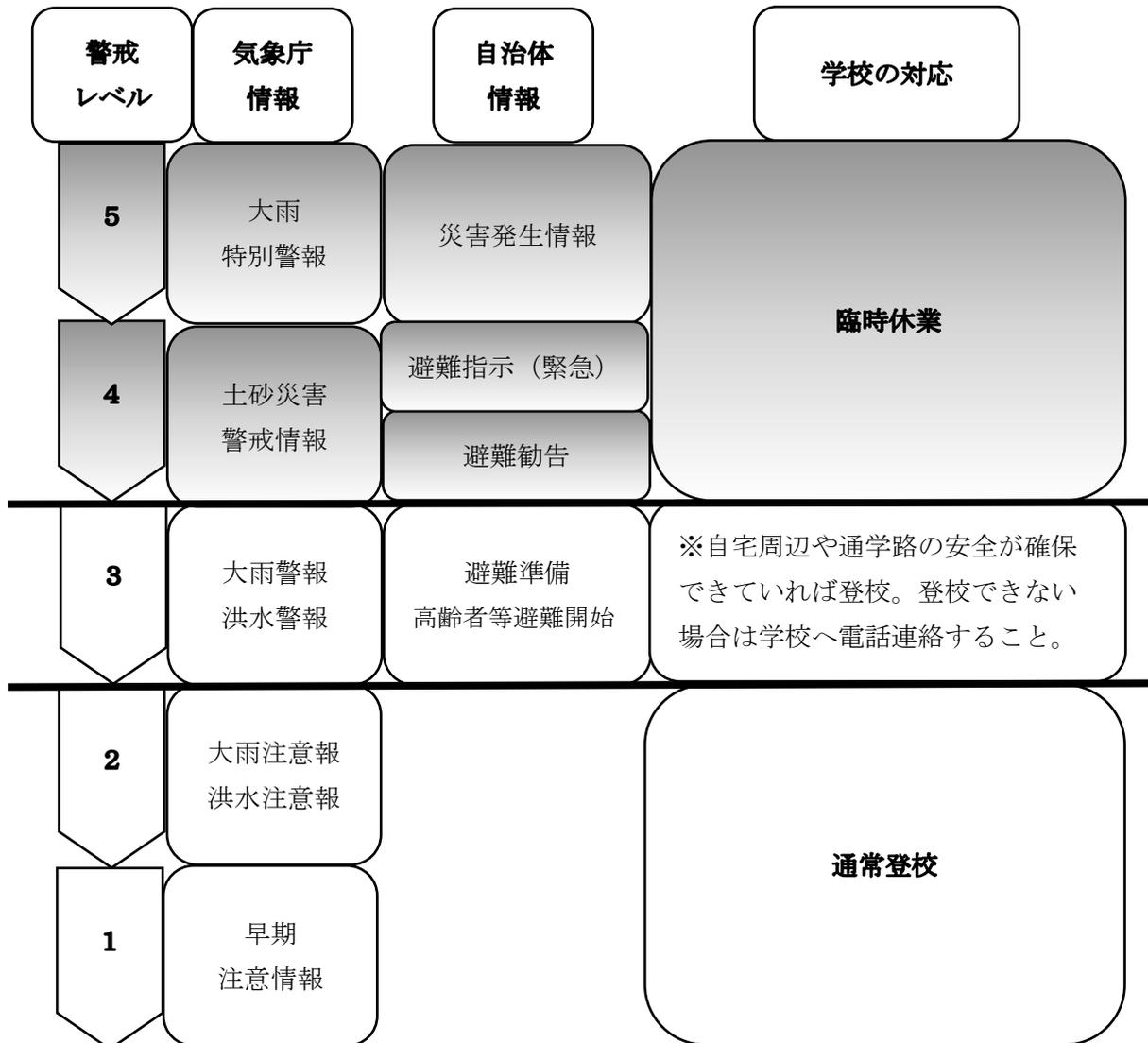


気象警報・災害時の生徒対応マニュアル（改訂版）

令和2年7月22日

【在宅時】（登校前の判断）

- 1 気象警報発令かつ警戒レベル4以上又は避難勧告発令の場合
 （警報は大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・津波・土砂災害）
 - (1) 午前6時の時点で発令されている場合、生徒は登校しない。
 - (2) 午前9時の時点で、発令が解除されていない時は、学校は臨時休業。
 - (3) 午前9時までに発令が解除されたときは、解除された時点で生徒は当日の授業の準備をして、安全に気をつけて登校すること。
 - (4) 定期考査期間中は、午前6時の時点で発令されている場合は、定期考査を延期する。



※警戒レベルは気象庁HPやyahooの天気で確認してください。

2 バス路線が不通の場合



3 自宅被災時（避難準備・勧告・指示等も含む）

火災、床下浸水、地震等による家屋倒壊時の被災を受け登校できない場合、できるだけ早く学校に連絡する。

【登校中または登校後に上記の警報が発令された場合】

- (1) 登校中に上記1の警報が発令されたり、あるいは登校中に危険や困難を感じた場合は、各自状況を判断して無理をして登校せず、安全に注意してそのまま帰宅する。連絡可能な場合は速やかに学校へ連絡すること。連絡が困難な場合は、連絡手段を確保した段階で学校へ連絡すること。
 - (2) 登校後に上記1の警報が発令された場合は、学校が交通機関の情報を把握し、必要に応じて授業を切り上げるなどして早めの下校を促す。その際には担任又は本人が保護者にも連絡をする。（或いは危険が過ぎるまで学校に待機させる。）
- ※ 災害の可能性が事前に予測される場合は、前日のホームルーム、本校のホームページ、電話等の手段で連絡する。

【部活動等の遠征の場合】

集合時間変更や便の変更については前日までに判断し、連絡する。